

## 滋賀県野球連絡協議会 賛助会員規定

### 第1章 目的

#### <目的>

第1条 滋賀県野球連絡協議会(以下本会)の活動趣旨に従い、野球の普及・振興に寄与する会員として援助を得ることを目的とする。

#### <賛助会員>

### 第2条

#### 1 個人会員

本会の趣旨を理解し、協賛する個人

#### 2 法人および団体会員

本会の趣旨を理解し、協賛する法人および団体

#### <会費>

第3条 1ヶ年につき次の会費の寄与を受ける。

1 個人会費 1口 3,000円

2 法人および団体会費 1口 30,000円

3 会費は毎年3月中に納入を受ける。

ただし創立年においては、7月末日までに納入を受ける。

4 収支保管は滋賀県野球連絡協議会事務局がその任に当たる。

5 脱会する場合、既納の会費の返戻はしない。

### 第2章 附則

第4条 本規約は令和3年(2021年)5月8日から施行する。